

# 原発運転 60年超可能に

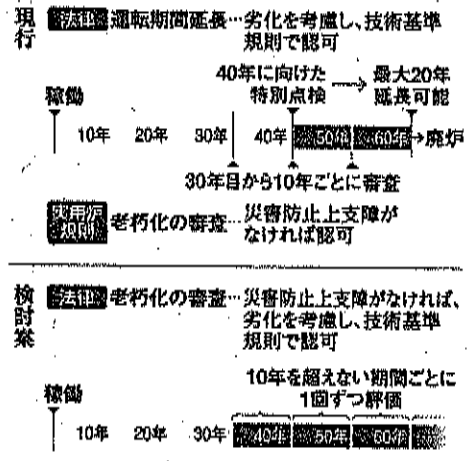
## 規制庁案 30年以降10年ごと審査

原則40年、最長60年とする原発の運転期間のルールに代わり、原子力規制庁は2日、運転開始から30年を起点として10年を超えない期間ごとに建物も原子炉の劣化具合を審査する案を示した。経済産業省が検討する運転期間の延長方針が前提で、この案では60年超の運転が可能になる。原子力規制委員会は、年内にも原子炉等規制法(炉規法)の改正案の骨子をまとめる方針。

現行の「40年ルール」は2011年の東京電力福島第一原発の事故後に導入された規制の柱の一つ。運転開始40年を前に原子炉容器の劣化などを調べ、規制委員が認めれば1回だけ60年まで延ばせる仕組みだ。これとは別に、運転30年から10

年ごとに事業者の運用や管理などの評価もなされる。規制庁の案では、これらを含む形で運転開始30年から審査を始める。以後10年を超えない期間ごとに事業者による原子炉の劣化評価や長期施設管理の計画を規制委員が審査する。審査

### 老朽原発の安全に関する現行ルールと検討案



をクリアすれば、60年超の運転も稼働できるといふ。規制委員会のGX(グリーン・トラン스포ーメーション)実行計画で、運転期間の延長は、8月

示を受け、経産省が検討。運転期間を利用政策側の法員等は「運転期間の利用側で決めること。規制委員が意見を述べるべきではない」と発言。制度の見直しを規制庁に指示していた。(山野拓郎、佐々木悠)